

別紙第2

勧 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和6年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤

務職員にあっては、0.6125 月分) とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分) とすること。

c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。

(イ) 令和 7 年度以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分) とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分) とすること。

c 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。

ウ 寒冷地手当について

(ア) 寒冷地手当の支給月額を、地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

(イ) 寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に引き続き在勤する職員等については、所要の経過措置を講ずること。

(ウ) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第七に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限り取扱いを廃止すること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
1.725月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について 期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)については、令和6年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、ウの(イ)及び(ウ)並びに2の(2)のイについては、令和7年4月1日から実施すること。